

(2026年3月19日発表)

3月25日 災害時協力協定締結式の開催(静岡市・静岡県建築士事務所協会)

【市長の出席 有】

【趣旨・背景】

- ・大規模災害が発生した際には、市有建築物の早期復旧が求められます。応急復旧工事の要否判断や修繕に係る設計などは、建築及び電気、機械の技術職員が対応しますが、災害規模によっては人員が不足し、復旧が遅れる恐れがあります。
- ・このたび、静岡市は一般社団法人静岡県建築士事務所協会と、大規模災害発生時の市有建築物の迅速な復旧と市民生活の早期再建を目的に災害時協力協定を締結します。応急復旧工事に関する設計業務を対象とした協定締結は、市として初めてです。
- ・一般社団法人静岡県建築士事務所協会は、県内唯一の建築士事務所の業務団体です。建築物の設計や監理の質の向上に取り組み、公共の福祉の増進や建築行政の推進に貢献いただいています。

【協定締結式】

日 時:2026年3月 25 日(水) 14時10分~14 時30分

場 所:静岡市役所静岡庁舎新館8階 市長公室

署名人:一般社団法人静岡県建築士事務所協会 会長 金丸 智昭(かまなる ともあき)様
静岡市長 難波 喬司

次第:市長挨拶、一般社団法人静岡県建築士事務所協会 会長挨拶、協定書署名、写真撮影

【協定の概要】

大規模災害発生時には、次の業務にご協力いただきます。

1. 公共建築物の被災度区分判定業務
 - ・被災建築物がその後も継続的に使用できるかを判定
 - ・使用可能と判断された場合は必要な復旧方法を決定
2. 公共建築物の災害査定事業計画書策定業務
 - ・建築物の調査、被害状況に対する修繕費用の試算、災害査定資料の作成
3. 応急復旧補修に伴う建築、電気設備、機械設備設計業務

【取材について】

事前申込・事前連絡ともに不要です。開催日時に直接会場へお越しください。

【問い合わせ先】

都市局 建築部 建築総務課(静岡庁舎5階)、担当:渡邊・山脇 電話:054-221-1050